

8街区再開発事業解体工事着手

要約すると

- 11月9日が権利変換計画期日となり、施行地区内の建築物は再開発組合に帰属
- 再開発組合が東側エリアから解体工事に着手

再開発組合は、9月15日付けで静岡県知事から権利変換計画の認可を受け、10月9日から権利変換計画の認可を受けた旨を30日間公告していました。そして、11月9日が権利変換期日となり、施行地区内の建築物は再開発組合に帰属することとなりました。

再開発組合では11月4日から準備工事に取り掛かり、11月9日から本格的に解体工事に着手します。解体工事は東側の「駐車場、住宅・子育て支援施設」エリアから西側「商業・医療、高齢者福祉施設」エリアに向けて順次進めてまいります。東側エリアは来年2月まで、西側エリアは来年の8月から11月にかけて解体工事を実施する予定です。

建築工事は12月下旬に「駐車場」棟から開始する予定で、本市初となるこの市街地再開発事業は、“街なか居住中核サービス拠点”として、公共交通機能と一体的に生活支援機能の集積を形成するもので、平成29年度の竣工を予定している事業です。



旧駅北口駐車場の西側から撮影

